

市町への権限移譲の推進について

1 これまでの取組状況

- (1) 「権限移譲実施計画」(平成 12 年 9 月策定)
滋賀県・市町村権限移譲検討協議会で策定
平成 16 年度までに、移譲対象 15 事務中 14 事務移譲
- (2) 「さらなる権限移譲基本計画」(平成 18 年 2 月策定)
滋賀県・市町村パートナーシップのあり方検討協議会で策定
平成 22 年度までに、移譲対象 74 事務中 68 事務移譲
- (3) 第 2 次一括法(平成 23 年 8 月 30 日公布)
基礎自治体への権限移譲 60 事務(うち本県対象 54 事務)
- (4) 全体の移譲事務数
99 事務を移譲(平成 24 年 4 月 1 日時点)
内訳:(1)14 事務+(2)68 事務-重複 10 事務+計画外移譲 27 事務
(うち法移譲:19 事務(中核市事務 14 事務、(3)による移譲 5 事務)を含む)
[主な事務]屋外広告物の許可等に関する事務、簡易専用水道に関する事務

2 取組の基本的な考え方(滋賀県行財政改革方針 第 4 章改革の方策(実施項目))

(1)③国、県、市町の役割分担を踏まえた改革を推進する

- (1) 「近接・補完の原則」により、住民に身近な市町の役割はますます大きくなることから、市町が自主的かつ総合的に行政を展開できるよう、引き続き市町への権限移譲を進める。
- (2) 第 2 次一括法に基づく権限移譲を円滑に推進する。また、国の出先機関改革も見定めつつ、県と市町の施策・事業のあり方についての見直しを通じ、市町と十分に対話しながら、特例条例による県から市町への権限移譲を進める。

3 具体的な取組(滋賀県行財政改革方針 実施計画(8))

- (1) 第 2 次一括法に基づく市町への権限移譲の推進
・移譲を円滑に進めるため、説明会の開催やマニュアル整備等を実施し、円滑な引継ぎに向けた対応を行う。
- (2) 特例条例による県から市町への権限移譲
・県と市町の施策・事業のあり方についての見直しの検討の中で、県と市町で権限移譲の考え方を整理する。
・新たな移譲計画の策定に向けた取組を進める。

【参考】

第 2 次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)

地域主権戦略大綱(H22.6.22 閣議決定)を踏まえ、関係法律を整備

・平成 23 年 4 月 5 日 通常国会に提出

・平成 23 年 8 月 26 日 成立 ・平成 23 年 8 月 30 日 公布